

SIR シンポジウム

パラダイムシフトの発想 2019

公益社団法人知財登録協会（SIR）は、公益目的事業の一環として「パラダイムシフトの発想2019シンポジウム」を実施します。今回は、関西屈指の専門医療機関である大阪国際がんセンター総長松浦成昭先生をゲストスピーカーにお迎えし最新のがん治療や研究についてご講演を願い、イノベーション並びにその成果物である知財情報の保護活用等について先鋭的な講演論議を行います。

日時

2019年10月9日（水）開場 13:00, 講演 13:30～16:30

会場

大阪大学中之島センター10F 佐治記念ホール
(https://www.onc.osaka-u.ac.jp/others/map/img/map_jn.pdf)

交流会

同センター9Fレストラン 17:00～19:00
会費5000円（会員3000円）定員50名（先着順）

【主催】

公益社団法人 知財登録協会（SIR）HP <https://www.ipbrand.org/>

【後援】

大阪商工会議所、大阪大学 21世紀懐徳堂、（一社）電子情報技術産業協会（JEITA）
（株）グローバル人材育成センター、（株）ファイン、（株）フジキン、（株）オクト

定員200名

参加費無料

協会HPより
9月1日から
先着順受付

講演者



玉井誠一郎

SIR 会長兼理事長



松浦成昭

大阪国際がんセンター総長
大阪大学医学研究科特任教授



吉田繁治

SIR 理事
システムズリサーチ代表
有料メルマガ日本一

プログラム

13:00 開場 受付開始

<シンポジウム>

司会進行 佐々木義晴（SIR 理事、(株)ファイン取締役開発本部長）

13:30～14:40

講演 1 : 「**知財パラダイムシフト～知財イノベーション (IPi)～**」

玉井誠一郎（SIR 会長兼理事長）

（事例紹介）

田中好郎（株式会社オクト 代表取締役社長）

仲村恵美子（（一社）トランザクショナルアナリシス協会 理事長）

14:40～14:50 休憩

14:50～15:50

講演 2 : 「**世界最初の、国民の立場からのマネー論
～従来の通貨論は、全部、政府からのものだった～**」

古田繁治（SIR 理事、システムズリサーチ代表）

15:50～16:50

講演 3 : 「**がん治療最前線～理想のがん治療をめざして～**」

松浦成昭（大阪国際がんセンター総長、大阪大学医学研究科特任教授）

<交流会>

17:00～19:00 9Fレストラン（リーガロイヤルホテル直営）にて

講演者を囲む情報交流会



パラダイムシフトの発想 2019 シンポジウム



知財イノベーション (IPI)

～特許幻想からの覚醒、知財経営戦略の再構築～

(内容)

(はじめに) 世界観と協会使命、summary

1. 知識経済社会の到来(情報が競争力の源泉)
2. 日本の取り組み(知財立国政策の現状と課題)
3. 特許の重要問題(出願リスクや品質リスクの存在)
4. 知財には2種類ある(特許だけが知財ではない)
5. 非出願知財の重要性(特許だけでは事業を守れない)
6. 新しい知財経営戦略(知財パラダイムシフトに向けて)
7. まとめ

令和元年10月9日



公益社団法人 知財登録協会(SIR)

玉井 誠一郎(学術博士)

世界観（羅針盤）

世界の調和ある繁栄

共存共栄

（独占の弊害、華嚴哲学）

天は自ら助くるものを助すく

自助精神

（経営意識を持つ）

高貴に生きる

（今生の意義、大任、千万人と雖も）

人身得ること難し、最勝の善身をいたずらにして

露命を无常の風に任せることなかれ（修証義：道元）

知財パラダイムシフト (Summary)

今までの規範や通念の180度転換

特許幻想からの脱却

- ・特許は国が保証した権利でもなく、必ず独占実施できる権利でもなく、特許だけでは事業を守れないばかりか、むしろ出願リスク、品質リスク、裁判リスク等の弊害がある上に、独占により事業が縮小することが多い。

知財活用経営にシフト

- ・知財経営の要諦は、事業や商品に使用される多数の営業秘密等価値ある非出願情報を協会 (SIR) 登録して知財化し、ライセンスやブランド形成に活用するマネジメントにシフトすることで、この非出願知財の盗用や侵害は民事 (差止め+損害賠償) に加えて刑事罰 (懲役+罰金) の対象になり強力な武器となる。まずは、警察に通告し刑事罰を先行させる。



内閣府所管
公益社団法人

知財登録協会 (SIR)

(The Society of Invention Registration & Revolution)

知財を利益・ブランド・誇りに直結させる協会

出願によらない知財の保護・活用

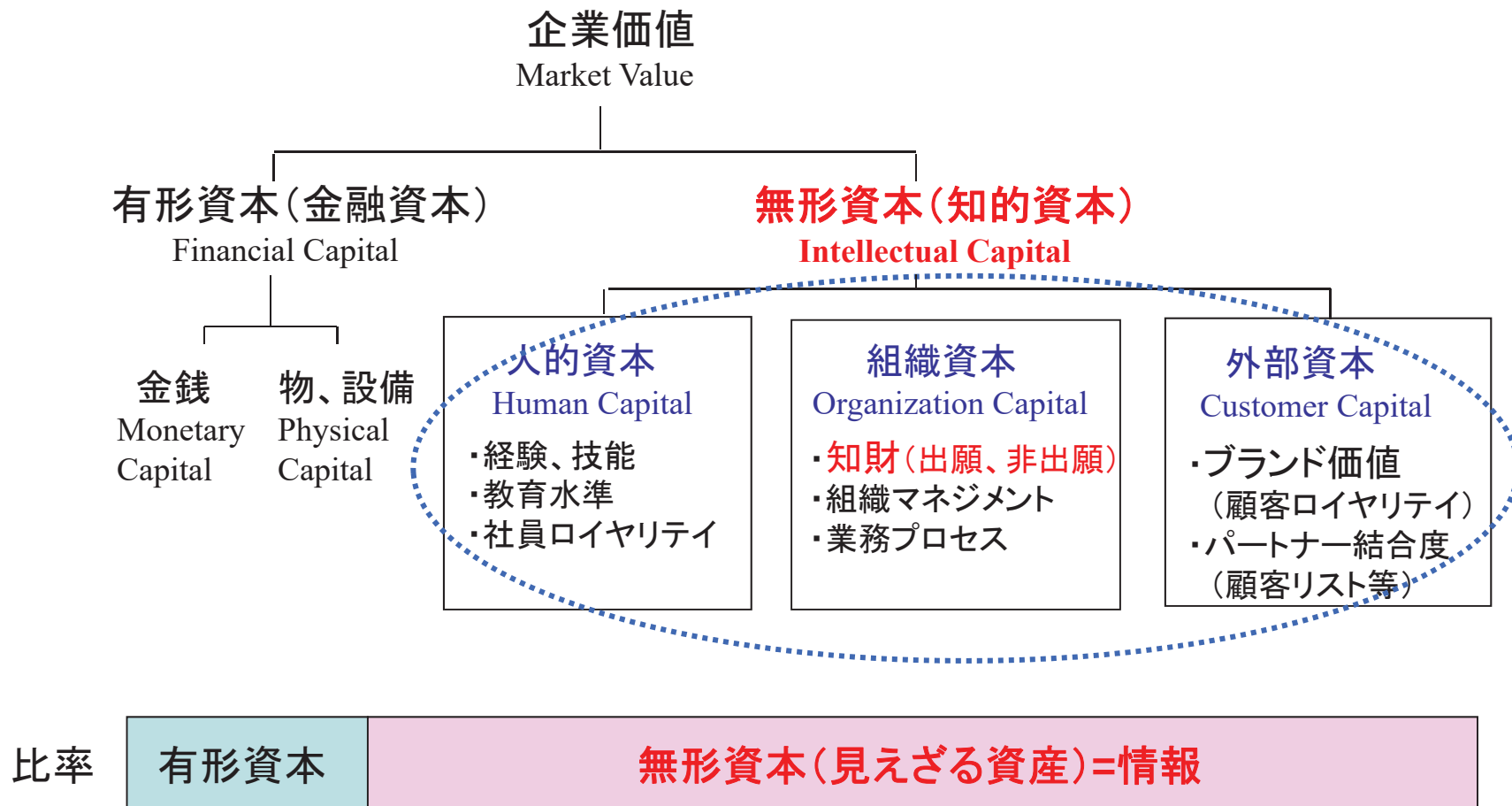
公正・共存共栄社会の実現

無形資産(情報等の見えざる資産)のマネジメント研究等を通じて
知財パラダイムシフトを先導

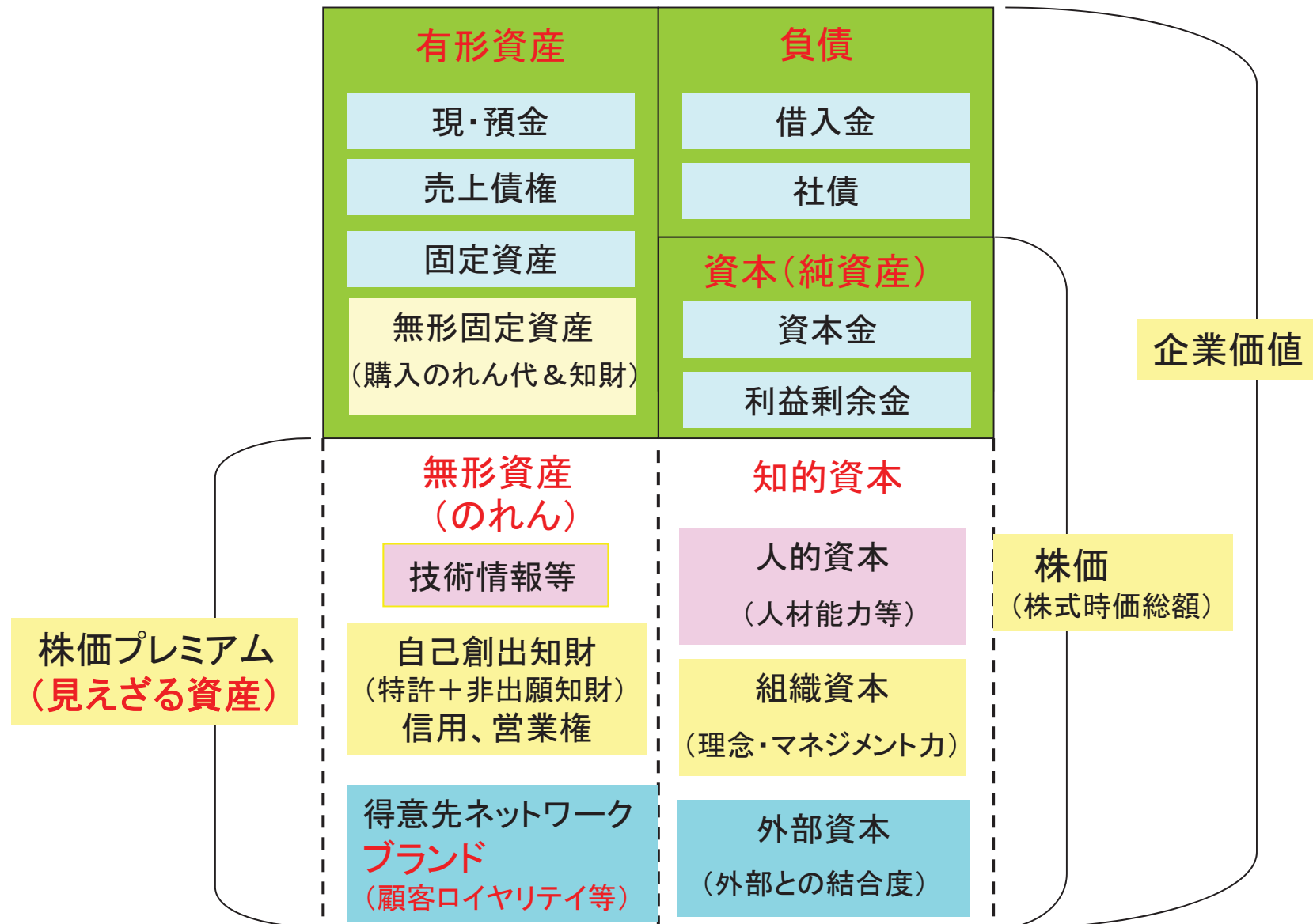
発明情報等に知財コード(IPコード)を付けて登録保護活用する
世界初の知財イノベーション協会

知識経済社会の到来～企業価値の構成～

情報が競争の中核（コア）になる社会 P.F.Drucker（断絶の時代）



企業価値は見えざる資産のマネジメントによって決まる



見えざる資産マネジメント＝**PBR**(株価純資産倍率)
 ～PBRが1以下の会社には未来はない(解散企業)～

◎日本では、この研究は停滞している(情報研究の後進国)

◎世界企業(GAFA等)は見えざる資産(情報)マネジメントに優れる

PBR=株価÷純資産

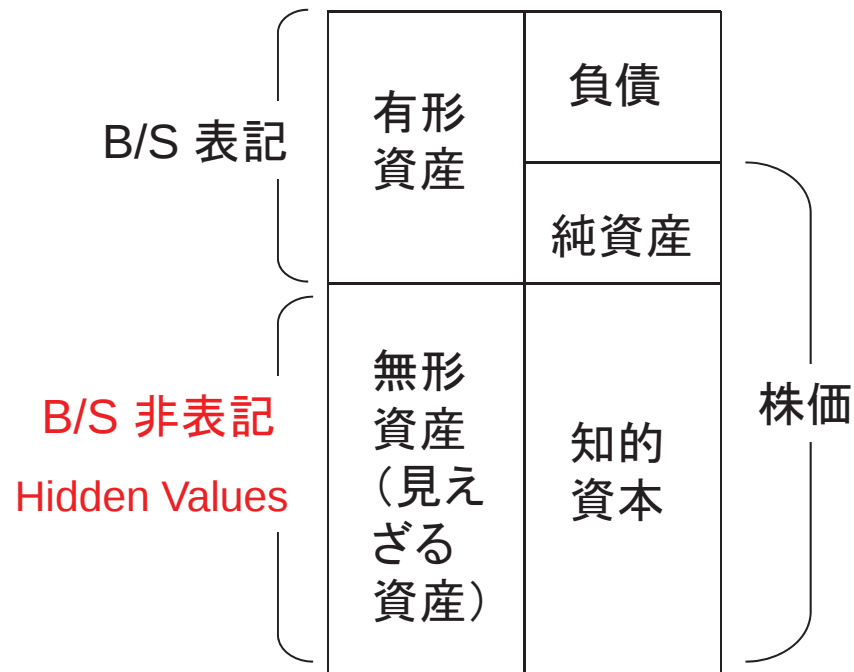
PBR=1とは見えざる資産=0

世界: 2. 2

日本: **1. 1** (イタリアと同じ)

先進国: 2. 3 (米国: 3. 4)

電機P社: 1. 1 鉄鋼S社: 0. 4



大企業の株主総会



特許をたくさん持っている会社も持たない会社も価格競争をしている。

松下幸之助は利益を社会へのお役立ち料としたがこの低迷の真因は？

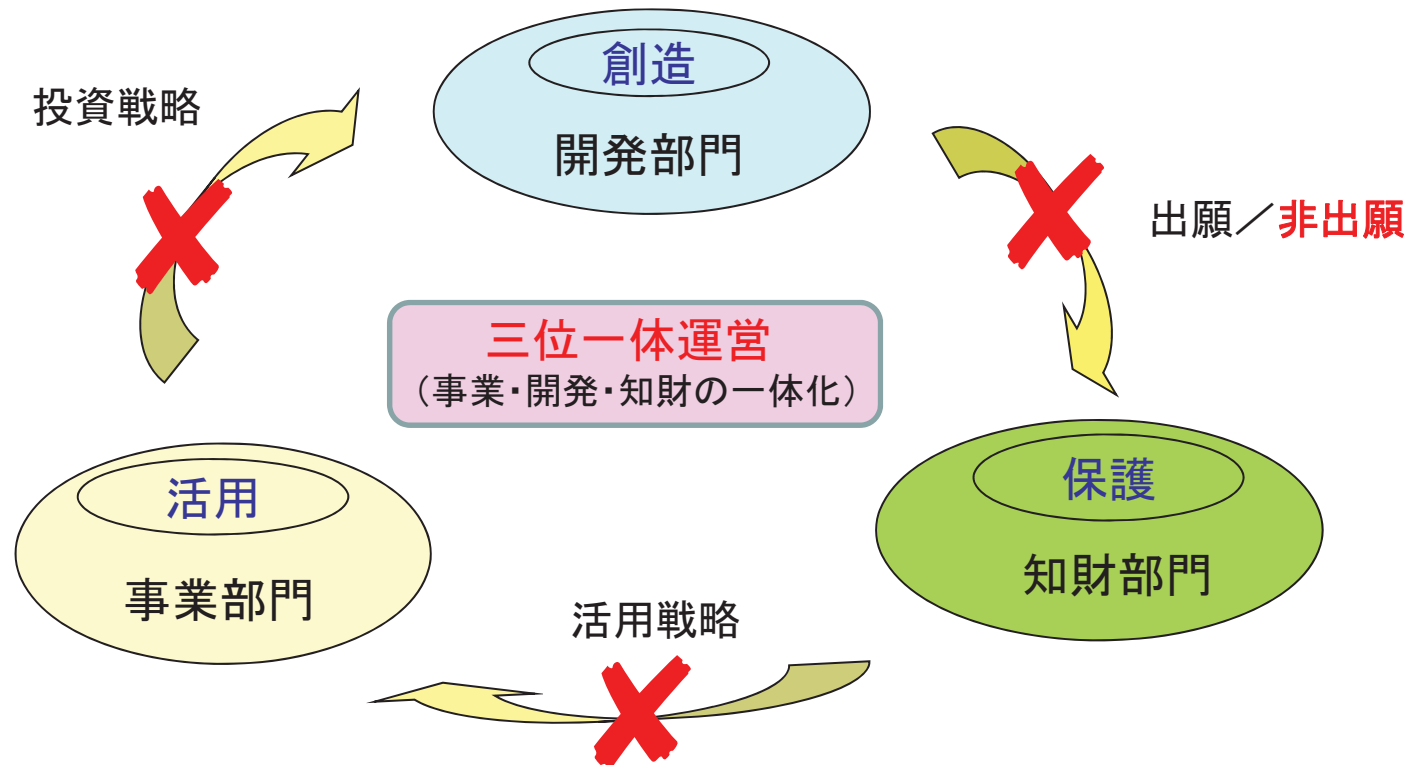
◎モノのマネジメントから情報のマネジメントへシフト
無形資産マネジメントの時代に対応できているのか？

100年企業も生き残れない！

知財立国政策(国家重点政策)

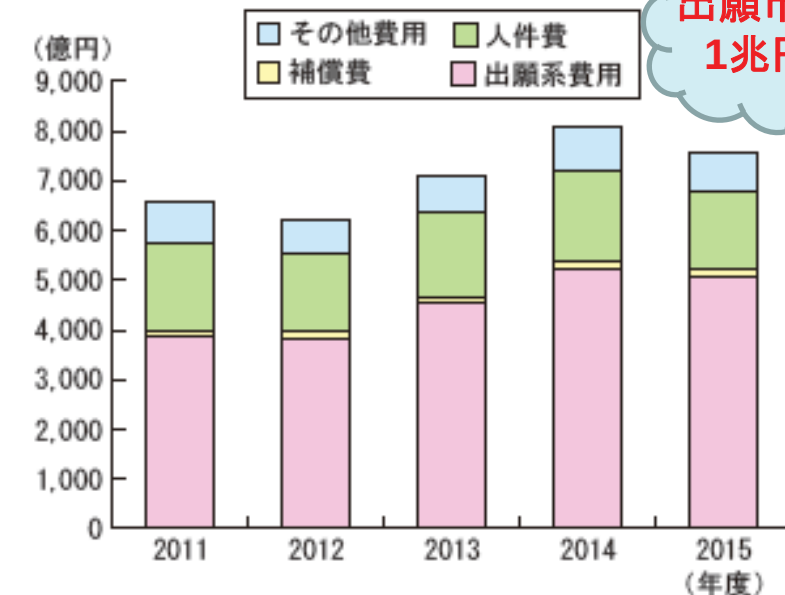
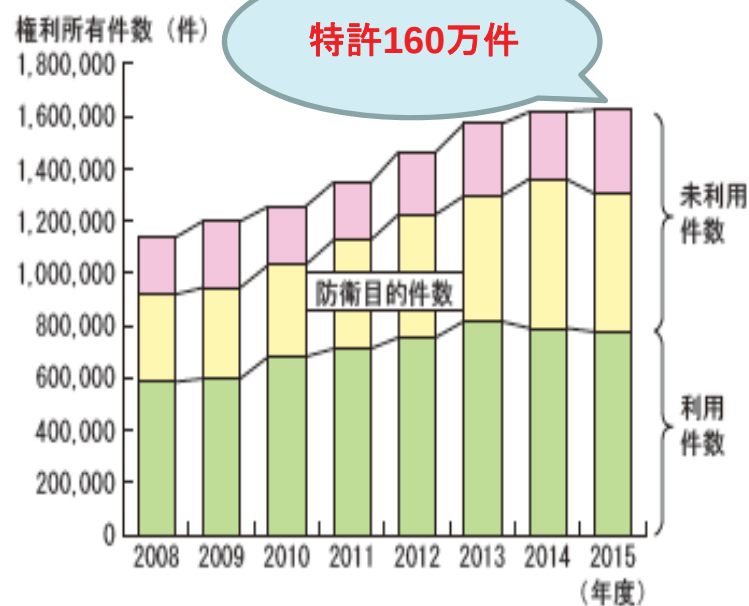
米国の産業競争政策に倣い20年遅れで2002年から開始

毎年多額の税金を投入するも、理念とする
知的創造サイクル廻らず、事業と知財は乖離、
特許出願活動が経営に貢献していない！



国内特許件数・利用率・市場の推移

1-2-13図 国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）



（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

◎特許保有数は多いが、まじめに権利行使すると大変なことになる。

◎特許出願の目的や費用対効果が忘れられ、知財経営には程遠い。

日本は知財後進国、特許価値は無く、利権まかり通る！

特許を取れば安泰か？(ビデオ)



特許には出願リスクがある



出願情報は、特許出願日から1年半後に特許庁サーバから全世界に公開される。

特許制度は国ごとの制度であり、出願していない国ではその情報を自由に使用することができる。

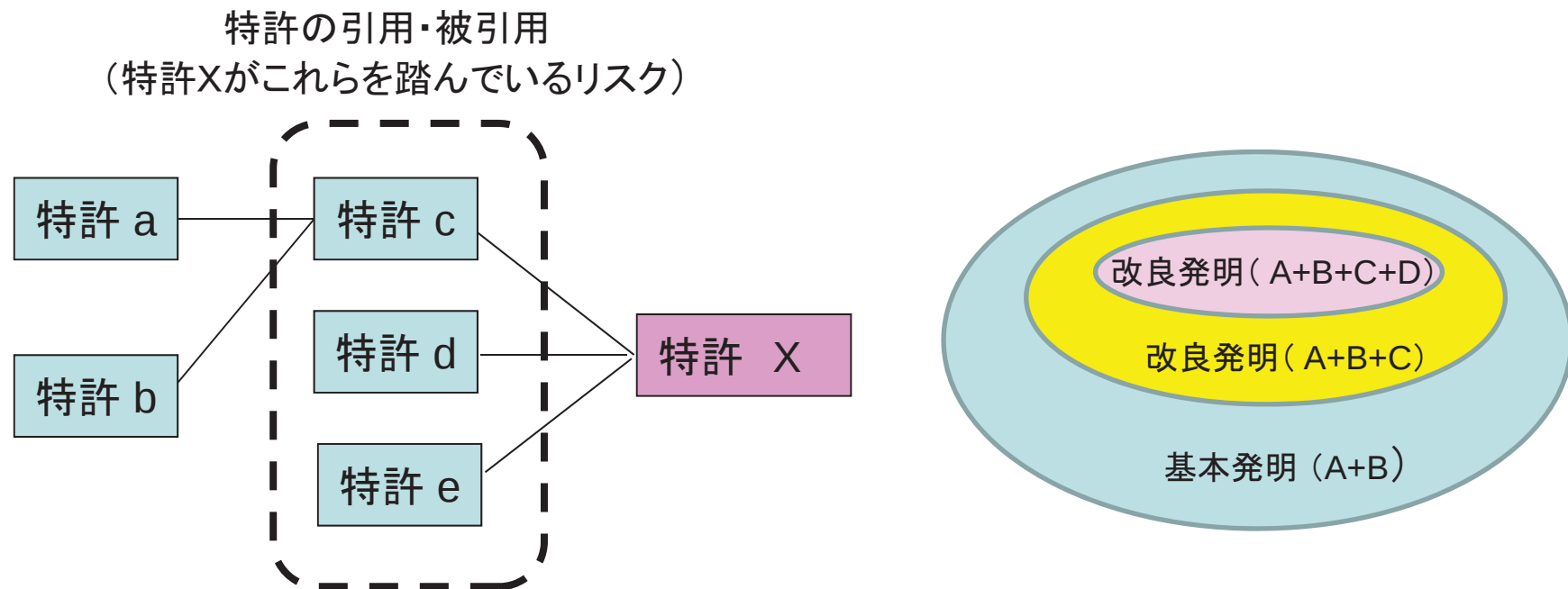
知財立国の立役者である荒井元特許庁長官：
これからの知財戦略は、出願ありきではなく、
ブラックボックス技術として秘密情報にして守り
活用することが重要になる。

◎特許出願は、改良特許や回避特許等のヒントを与え誘発する。

◎権利行使費用を担保しない出願は、金を使い情報をばら撒く行為。

特許の実施リスク (特許は独占実施権ではない: 発明の主従関係)

特許発明はいくらでも創造できるが、他を踏む発明は排除される
(先行知財調査の重要性: 知財安全調査対策)



基本発明(主)を踏む(侵害する)改良発明(従)であっても
商品化に必須発明であれば基本発明と等価 (クロスライセンス)

例: デジタル時計とコロン点滅発明

特許の品質リスク（特許庁や弁理士は特許品質に責任を持たない）

○言葉の解釈問題（特許は言葉の戦争）

- ・言葉だけで正確に表現できるか？ → 補完手段として、動画や音声が使えない
赤色とピンクの境目はどこにあるのか？ 技術の外縁（科学的数値表現）
- ・多数の辞書や専門家の意見の存在（明細書で言葉を明確に定義しているか？）
- ・設計と出来上がりの相違（半導体の事例、実製品でクレームすること）

矩形状



U形状



★実施可能要件（当業者が実施できるほどに発明開示）

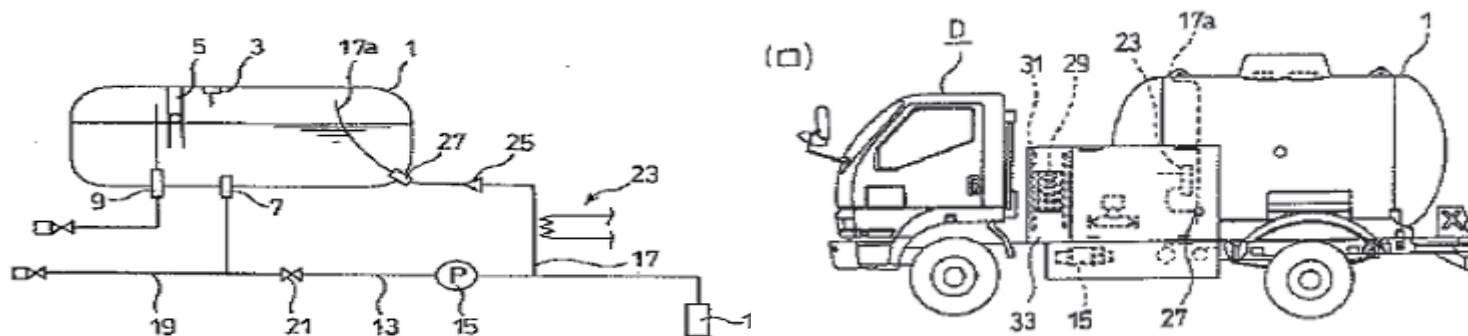
- ・審査官は、記載内容（数値等）の真贋を検証できない。
- ・特許法36条違反により無効になる。この領域はアンタッチャブル！！

ライセンス実績が高いといわれる特許だが

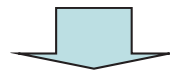
業界から多くの実施料を得たとされる特許で、特許庁関連団体主催の講習会で特許活用の代表例として取り上げられた

発明の概要：タンクローリ車からLPGガスを補充する際に注入時間の短縮を図るために補充経路の途中にヒータ(23)を設ける

【図1】



問題点：明細書に実施できるほどに開示されていないので当業者が実施できない
 （具体的な加熱条件やその結果などについての数値が全くない）
 →明らかな36条（実施可能要件）違反ではないのか？
 出願人の代理人、特許庁審査官、ライセンシーはなぜ気付かないのか！！



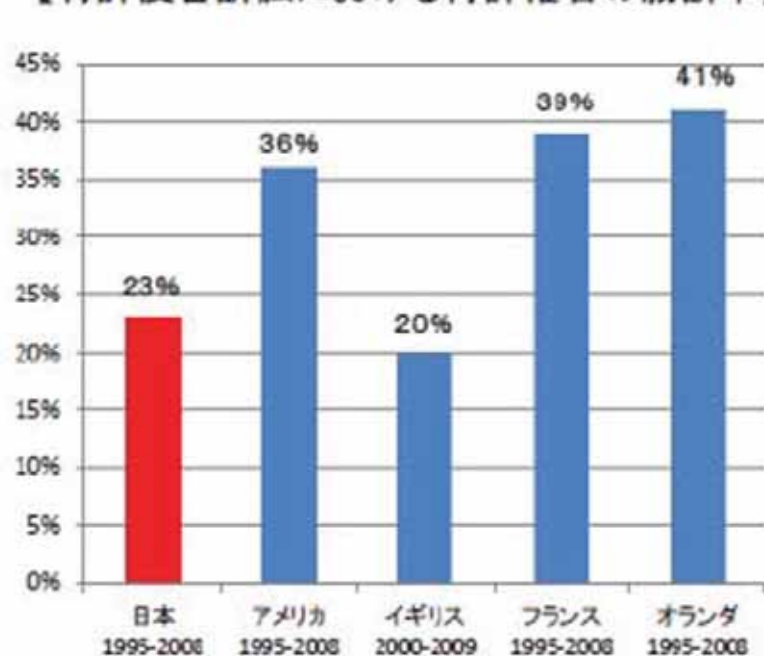
日本特許は、この種の**アイデア特許・不正・不良特許**が多い

我が国における特許侵害訴訟の現状

特許の訴訟リスク
裁判費用の方が高くつく

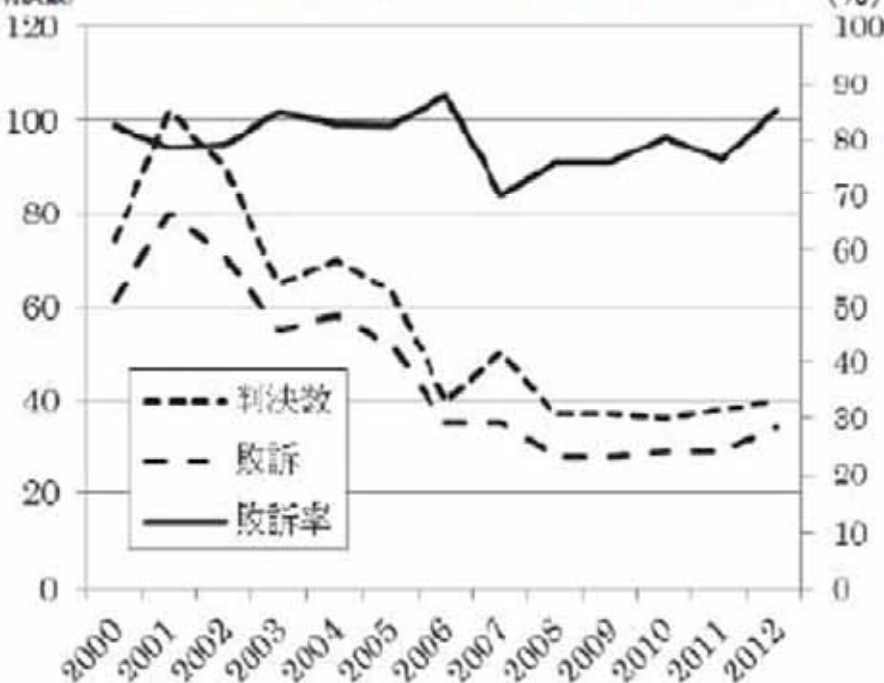
- 我が国における特許侵害訴訟での特許権者の勝訴率(判決ベース)は、欧米と比べると低い。
- 2000年以降、我が国における特許権者の敗訴率は80%前後で推移。

【特許侵害訴訟における特許権者の勝訴率】



Aron Levito, 2009 Patent Damages Study - Preliminary Results, FTC Panel Discussion, 2009年2月
及び*Firegan's Global IIP Project Managing IP, 2010年9月*に基づき知財事務局作成

【特許侵害訴訟における特許権者の敗訴率】(判決数)



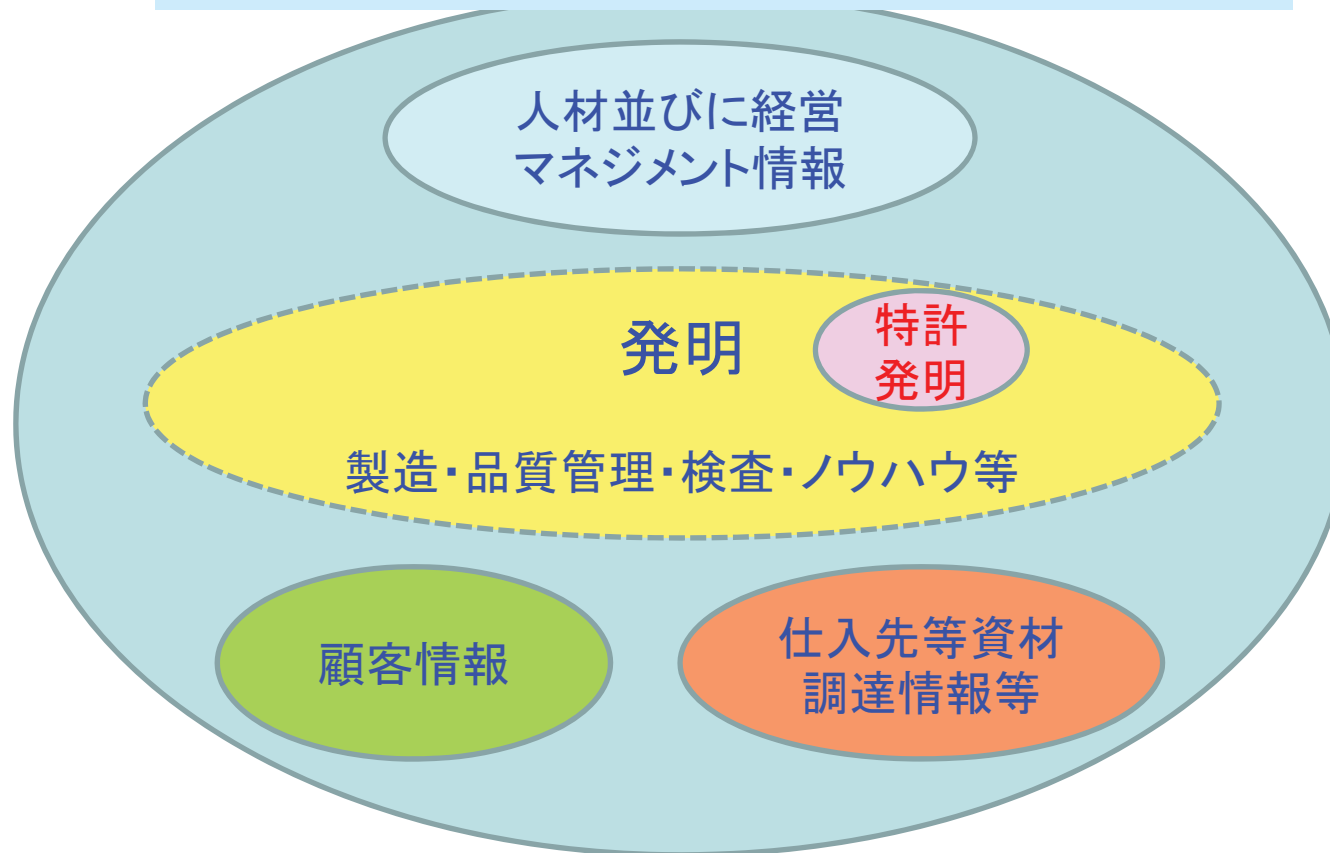
出典：平成25年度 特許庁産業財産権制度関係調査研究報告書
侵害訴訟等における特許の安定性に関する特許制度・運用に関する調査研究報告書

事業や商品に使用される情報は特許だけではない

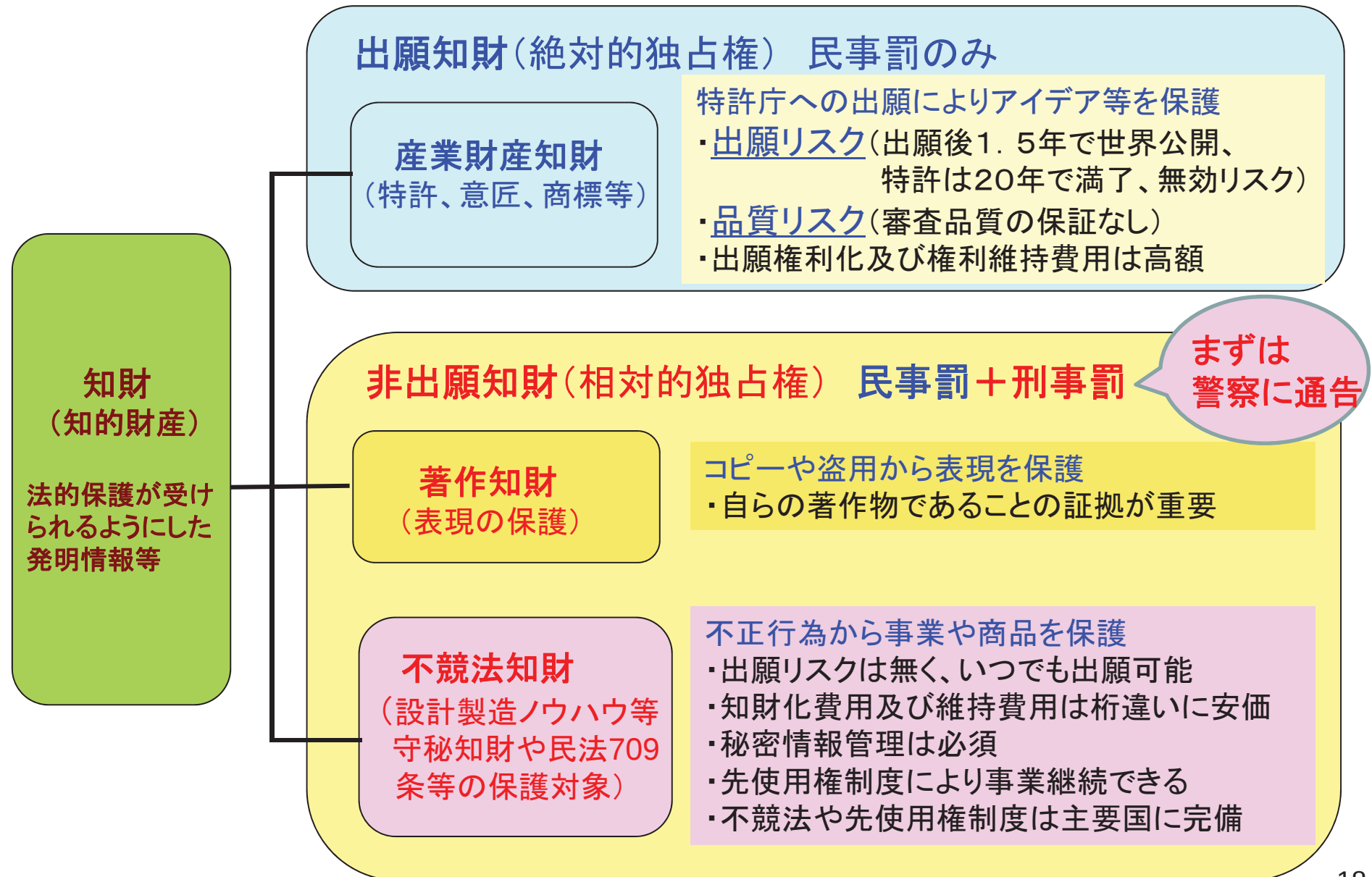
特許だけでは事業を守れない！

大企業(P社、H社、S社等)は非出願知財(営業秘密等)を管理していない

事業や商品に使用される知財情報資産



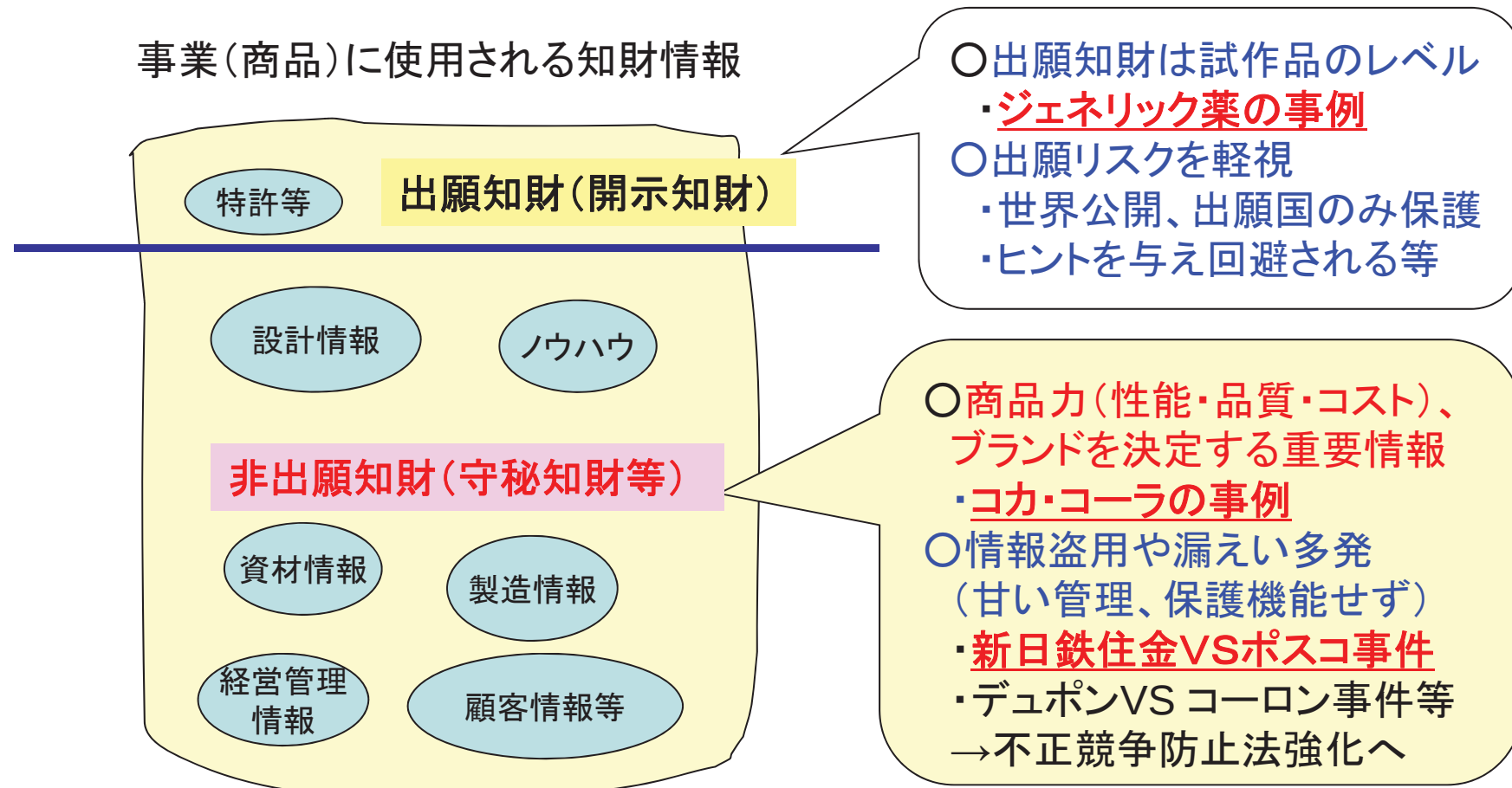
知財＝出願知財＋非出願知財（知財をトータルで管理）



特許だけでは商品を作れない(非出願知財の重要性)
～TLOや特許流通政策の失敗の原因はここにある～

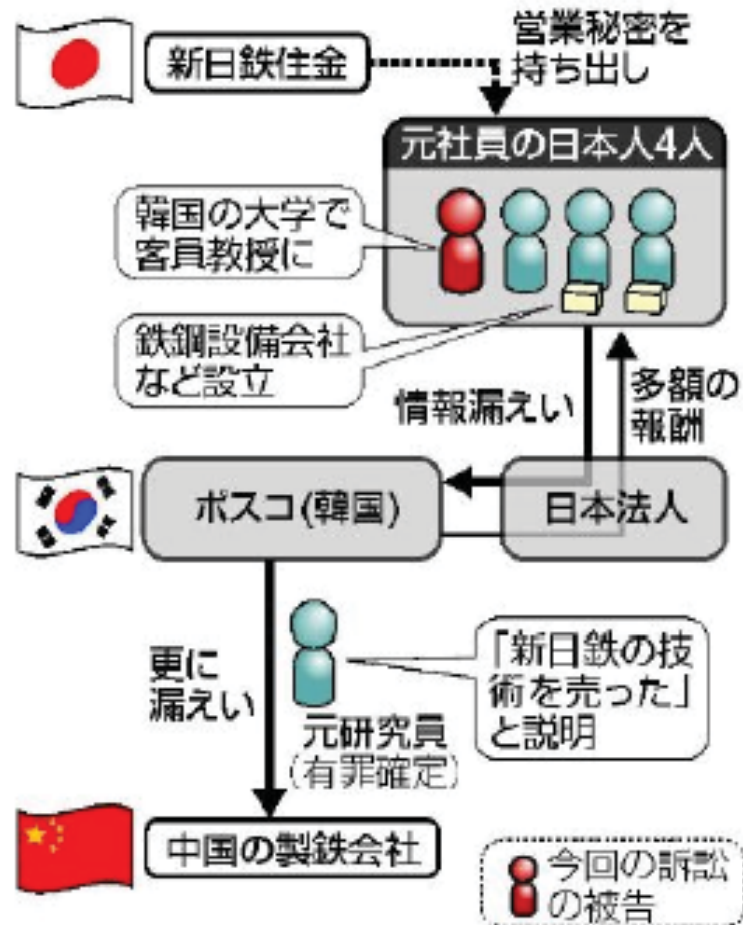
- ◎商品化には非出願知財が必須 ◎出願知財と非出願知財の価値は等価

事業(商品)に使用される知財情報



新日鉄住金 VS ポスコ 事件(不正競争防止法違反)

◆新日鉄住金が主張する漏えいの構図



(2013年7月7日14時04分??読売新聞)

ガードの甘い日本企業の事例

新日鉄住金が約12年を要した方向性電磁鋼板プロセス技術を、ポスコが1年半という短期間で立ち上げ、シェアを急拡大させていた。

2007年 ポスコ社員が中国の製鉄メーカーにこの技術を漏洩し有罪判決。その時この技術が新日鉄住金の技術で、今回訴えられた人間からポスコにもたらされたと白状。

2012年4月 新日鉄住金がこの情報を元に東京地裁にポスコを提訴。

2013年12月 ポスコ側不正取得を認めるも情報が秘密でなかったと抗弁。

最終的に米国裁判(営業秘密等)によって新日鉄住金が勝利、日本の不競法は緩い。

未だにこの教訓は生かされていない！

開発すればまずは特許という出願パラダイム(＝出願幻想＝病氣)

幻想1. 特許は事業を守ってくれる。→ 幻想そのもの！

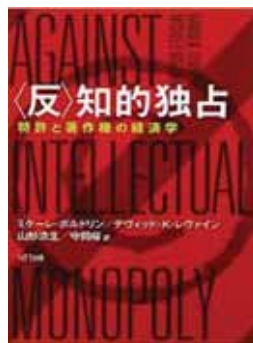
現実: 権利行使(裁判費用)を担保しない出願は発明情報を世界にばらまく行為。
特許裁判における権利者の敗訴率は80%(特許の審査品質問題)。

幻想2. 特許は独占的利益をもたらす。→ 出願は負債！

現実: 55の独立行政法人と83の国立大学の特許収支は、6～15億の赤字(会計監査院)。
利益を得ている企業は稀有。独占のジレンマ(事業の収縮、松下幸之助の考え)。

幻想3. 特許制度は産業振興に貢献する。→ むしろ阻害！

現実: 特許制度によって産業振興が促進された事実はない。



学術書『反知的独占～特許と著作権の経済学～』

現在の特許制度は、出願業界のための制度であって
抜本的な修正を必要とする！

経済学者J.ステグリッツ: 今の知財レジームは科学の発展やイノベーターを助けるよりも、特許弁護士と大企業を利するものになっている。

ベンチャ・中小企業の成長戦略

産業空洞化対策の要は知財経営力にある
これからは**知財なくして事業なし**の時代

日本の製造業の99.7%を
占める中小企業の経営者は
知財経営知識を持つべき！

アジアの新興国
企業

- ・コスト力
- ・市場成長力

VS

日本の中小・ベンチャー企業



特許出願だけでは **×**
ライセンス活用が重要

独自・固有技術企業

水平分業
(ネットワーク力)

+

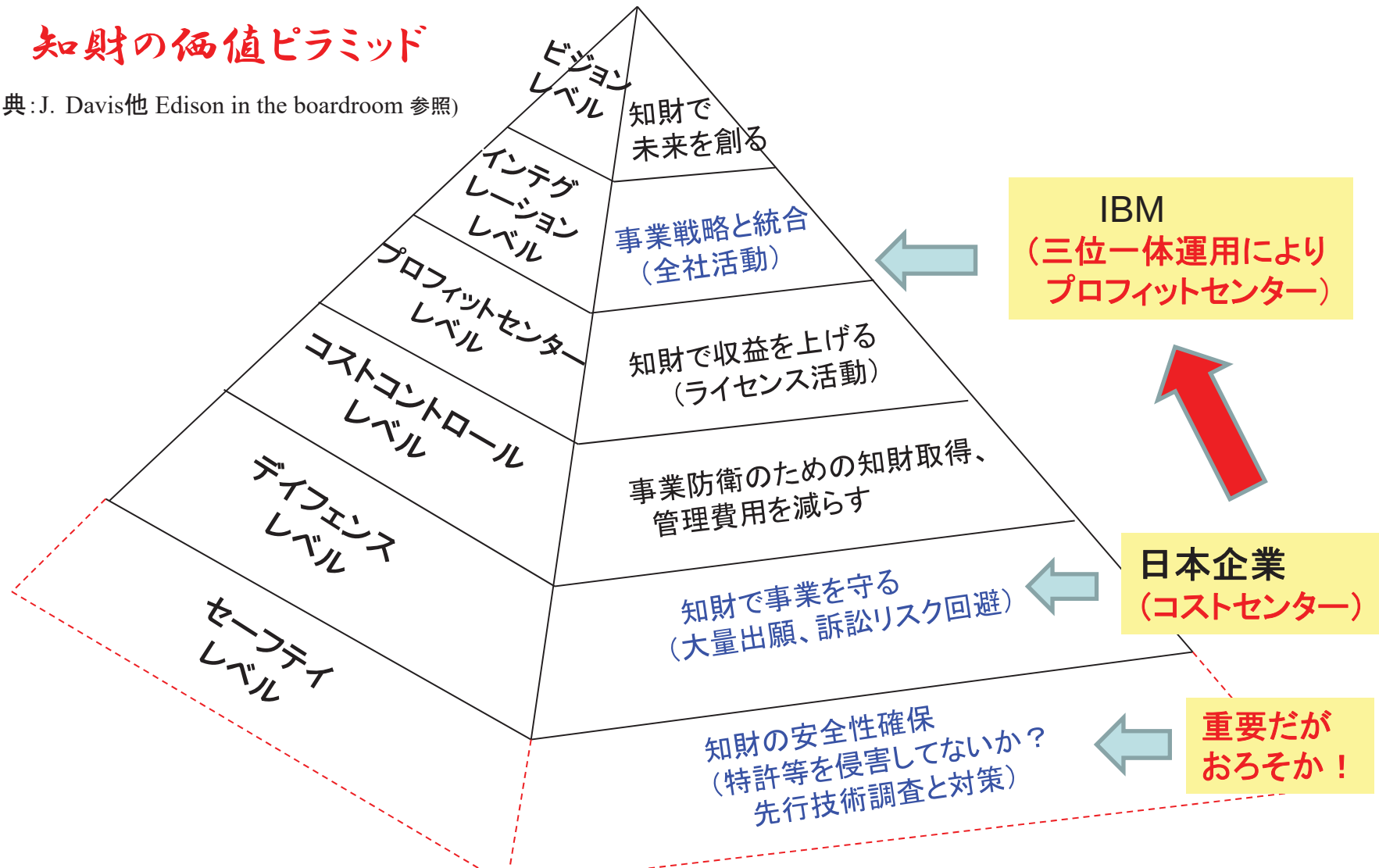
知財経営力

存続・発展

知財経営とは、知財安全の確保と利益への貢献

知財の価値ピラミッド

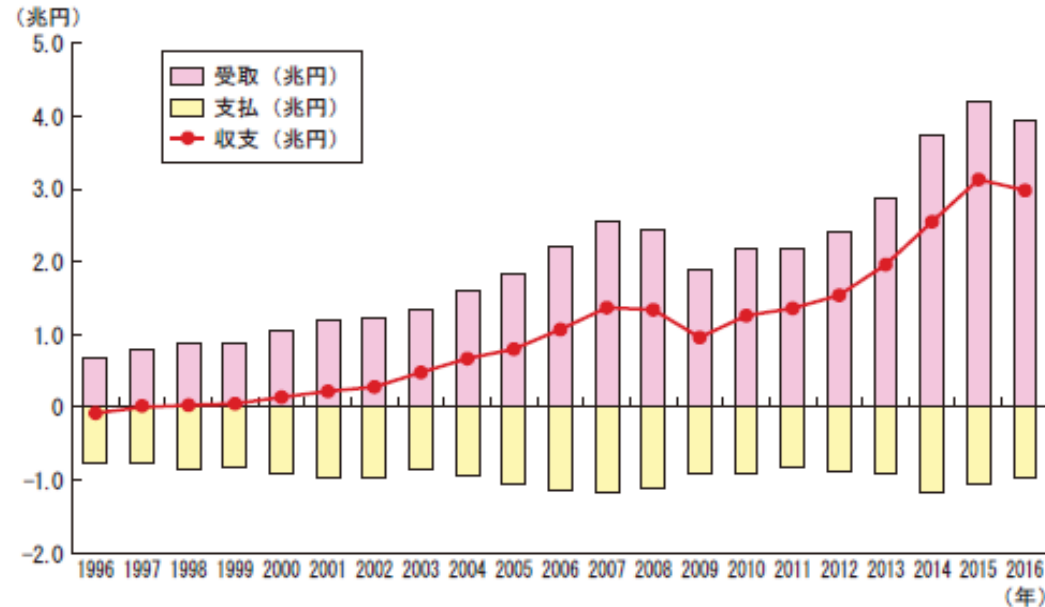
(出典: J. Davis 他 Edison in the boardroom 参照)



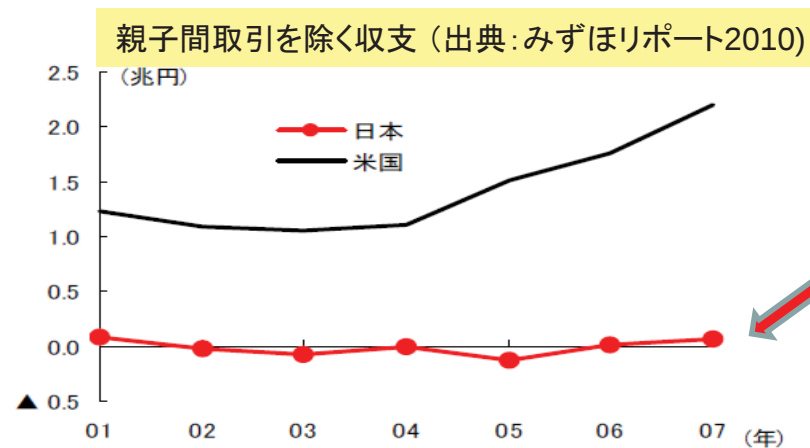
日本の知財経営レベルは最低！

知財活用戦略：日本の技術貿易収支

ノウハウライセンスや技術指導等の非出願知財で知財収入を得る



(資料)財務省「国際収支統計」を基に特許庁作成



日本の収支は親子間取引によるもの
第三者への知財活用が出来ていない
(非出願知財の活用戦略が必要)

知財活用戦略パラダイムシフト(その1)

独占のジレンマから脱却

知財は広く使用されて価値（利益）を生む

出願知財
(特許等)

◎独占排他

↓
事業縮小
ガラパゴス化

◎特許開放による市場拡大

デファクト手段として公開し産業育成
(IBM、トヨタ、テスラ、松下幸之助)

*

非出願知財
(不競法知財
設計製造
ノウハウ等)

◎知財として
保護されず
活用もない

↓
流失リスク
死蔵

◎守秘知財のライセンス活用

SIRに知財登録してライセンス活用
(商品化済み情報のライセンス)

知財コンサルティング

知財創造、棚卸、紛争対応、ライセンス等
最新の知財経営戦略支援が無料で受けられる



- * 年会費: 1口1万円(10件の知財登録維持)
- * **団体正会員: 10口以上、個人正会員: 3口以上**
- * 申し込みはHPから簡単にできます。

フジキン発行の知財情報誌
毎号3万部、年間3～4回発行

New テクノマート

出願によらない知財の保護・活用（知財パラダイムシフト）

知財(IP)コードを製品に付与することで
事前に、積極的に、不正競争防止を図ります。

出願・維持コストといった見えるコストの削減とともに、
係争リスク低減に繋がる(自制を働き掛ける)ことで
見えないコストの削減も図ることができます。



SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)
G3920000101000095

SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)
知財の種類→ G3920000101000095
日本国コード メーカーコード 情報番号



公益社団法人
知財登録協会(SIR)

(旧名：知財ブランド協会 The Society of Invention Registration)

入会情報(会員種別・会費等)と入会手続きはこちらから

<http://www.ipbrand.org/information/application.html>

又は、協会HPの「入会等のご案内」から容易に行えます。

公益社団法人 知財登録協会(SIR)

〒533-0021 大阪市東淀川区下新庄5-7-8 (株)ファインビル内

Tel:050-5883-3564 Mail:staff@ipbrand.org (お問い合わせメール)

HP:<http://www.ipbrand.org> (HPからすべてが行えます)



知財(IP)コードの意義役割
～第三者機関(公益法人)による知財認証番号～
知財番号G392… VS 特許第123…

- ・ 先使用权の担保 (裁判における証拠等として有利)
- ・ 優位な立場を利用した知財搾取や横取り防止
(アップルによる調達先メーカーの知財搾取：独禁法違反)
- ・ 社員等による知財流失や盗用防止 (知財保護対象)
- ・ ニセモノ防止 (IPコードによる識別・追跡)
- ・ 低コスト高信頼
(年間1万円で10件登録維持、公益法人による認証)
- ・ 知財使用商品としてPR (ブランド形成)
- ・ 国民の知財意識向上 (知財立国の重点目標に貢献)

第三者機関（SIR）による知財登録認証

◎発明等の価値ある情報に知財コードを付与して知財として登録認証

表紙出力例：知財登録認証及び知財情報本体添付用表紙PDFに**タイムスタンプ押印**
この表紙に知財情報本体（文書、図面、**写真、音声、動画等**）を添付



SIR 知財登録認証情報（表紙）

作成日：2014年11月18日

知財名称：国民健康常備食品 ファインIP6

所属情報：株式会社ファイン

登録者氏名：佐々木 義晴

知財(IP)コード



SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)

G3920000101000095

公益社団法人知財登録協会(SIR)

知財登録認証情報は、知財関係法及び不正競争防止法等によって保護されており、権利者に無断で使用すると処罰や損害賠償の対象になります。この知財登録認証情報は、協会入会規則第2条と第6条により、登録者がその登録内容に虚偽や盗用等の不正が無いことを誓約したものです。

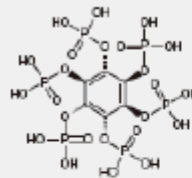
知財 (IP) コード登録事例：健康食品への実施例



株式会社ファインは産学連携に賛同し、大阪大学構内にファイン/バイオサイエンス研究所(FBIO)を設け、新素材の開発や機能解析を積極的に進めています。

【IP6とは】

IP6(別名フィチン酸)は、イノシトールにリン酸が結合することによってできる、リン酸化合物の一種でビタミンB群の仲間です。米糠や小麦胚芽などに多く含まれるIP6は、通常精米などの工程において取除かれてしまいます。IP6は、栄養価の高い植物由来の成分として米国の大学などで盛んに研究されています。



【イノシトールと

穀物、豆、フルーツ、野草類
るイノシトールは、古くから
で玄米のビタミン様物質(ビ
して知られています。IP6と
を組み合わせたファインIP6
大切な成分です。
栄養補助などにお
役立てください。



栄養成分表示 6%

エネルギー
たんぱく質
脂質
炭水化物
食塩相当量
ナイアシ
フィ
イノ



SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)

G3920000101000095

知財の種類

日本国コード メーカーコード 情報番号

このQRコードには、
知財概要や商品概要
情報のURL(飛び先)
が格納され、これを
読むことで、情報に
アクセスできます。

また、商品コードとも
紐づけされているので
商品コードを入力しても
商品使用の知財や商品
情報を知ることができます。
(但し、守秘知財は名称
と開発者名のみ開示)

IPコードの表記により
知財使用商品として
ブランド・利益の獲得
に活用できます。
表記開示は任意です。

SIRの提唱する知財(IP)コードの構成は、知財の種別(1桁)、国コード(3桁)、企業コードもしくは
会員コード(7桁)、情報コード(5桁)、C/D(1桁)の17桁で、**世界対応の仕組み**を持ちます。



公益社団法人
知財登録協会 (SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

**特許発明である超臨界状態を経た
世界初の水(アルファウォーター)は健康美容及び
工業分野等に水革命を起こします。**

■ 技術内容

独自発明技術によって作られた高度機能水(名称:「アルファウォーター」)は超臨界状態を経ているため次の特徴があります。

- 1 超純水相当で、不純物が検出されず、長期間腐らず、不純物を取り込みデトックスします。
- 2 水分子集団(クラスター)が小さく表面張力も小さいため、物質の隅々までしみ込みナノ加工が可能です。
- 3 添加材との親和性が高く、添加物によって極めて優れた機能性能を長期間発揮します。
- 4 100PPM以下の重水素低減水(通常水は150PPM)のため、健康維持やガン治療等に効果があるとされています。

■ 用途

- 1) 飲料水として①重水素低減飲料水②吸収を早める特殊ドリンク原料分野
- 2) 抽出溶媒として①漢方エキス製造②アロマテラピー③健康食品④研究用溶媒⑤食品分野
- 3) 洗浄剤として①医療分野(有機溶媒を使用しない)②食品分野③工業用及び医療用の高純度洗浄液
- 4) 特殊用途として①化粧品原料②ナノ銀担持体溶液③不純物除去④消毒水など。

■ 効果

多くの応用技術や知財を保有していますのでお気軽にお問い合わせください。技術ライ

SIR 知財登録認証番号 (知財(IP)コード)		
P3920000273201010		
権利所有者	皆川 光雄	
問合せ先	アルファウォーター株式会社 TEL: 0265-81-5511 E-mail: alfawater.baba@gmail.com	

ケミカル

ライフサイエンス



センスや指導も可能です。

■ PR

多くの応用技術や知財を保有していますのでお気軽にお問い合わせください。技術ライセンスや指導も可能です。



公益社団法人
知財登録協会 (SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

従来の次亜塩素酸より、 食中毒やインフルエンザ等の感染症防止を 各段に高めた製品

SIR 知財登録認証番号 (知財(IP)コード)		
S3920000262181015		
権利所有者	株式会社マツノ 代表取締役社長 松野 功	
問合せ先	株式会社マツノ 代表取締役社長 松野 功 TEL: 053-414-0088 E-mail: imc88@dolphin.ocn.ne.jp	

生活

環境

■ 技術内容

次亜塩素酸はタンパク質など有機物と接触すると分解され、殺菌効果が失われる欠点があった。本製品は独自の発明技術により、保健所の推奨する塩素濃度において、pH値等を制御することにより、たんぱく質や油分等有機物の分解・洗浄効果を加速し、従来の次亜塩素酸製品より安全性や殺菌効果を格段に高めた製品です。

■ 用途

調理器具、食品加工器の洗浄殺菌。トイレ、手すり、ドアノブ等人が日常手に触る所を常時清掃殺菌し、厨房、食品加工場内に食中毒菌などを入れない。また、介護施設、保育園、幼稚園など各施設のインフルエンザ等の感染症防止。

「シンクの排水口」



一般生菌数 2億7000万個

一般生菌数 300個未満

■ 効果

トイレ：洗浄前一般性菌6200個が300個未満に減少

シンクの排水口：洗浄前一般生菌2億7千万個が300個未満に減少

■ PR

日常、人が手に触れる所に噴霧し拭き取ることで、汚れの洗浄と同時に殺菌(除菌)する

ことが出来ます。

〈製品の主な特長〉

- * 次亜塩素酸の濃度が長期に安定。
- * 衣類の漂白性がほとんどない
- * ステンレスの腐食がほとんどない。
- * 手荒れがほとんどない。
- * 塩素臭が僅かで短時間で消える。
- * 安全性が高い。



公益社団法人
知財登録協会 (SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

「かつおの塩辛／酒盗」の減塩及び 味付けにおける製造方法

■ 技術内容

市場に流通する「かつおの塩辛／酒盗」はグリシン等化学的添加物を多く使用して、
1.減塩 2.保存の維持 3.増粘効果 4.疑似的旨みの協調を行い品質保持を可能としていますが、「かつおの塩辛／酒盗」本来の味からはかけ離れています。

本商品の技術の特徴は、室戸海洋深層水を使った減塩方法(塩分調整)を始め、極力「自然の原材料」を使用して「かつおの塩辛／酒盗」本来の旨みのある「味付かつおの塩辛」に仕上げたことです。

■ 用途

淡麗辛口(日本酒)の酒肴品に。温かいご飯やお茶漬けに。クラッカー&クリームチーズにトッピング、カナッペにしてワインで。フレンチやイタリアンなどアンチョビの代わりに和



風テイストとして。白身の焼き魚や冷奴にのせて「お醤油」代わりに。

■ 効果

塩辛は好きだけど「塩分」が気になる方。お酒や地方の特産物を召し上がりたい方。
塩分濃度は市場流通商品で10%～15%、本商品で約6%～7%です。

■ PR

本商品以外にも「かつおの塩辛」を主原料

SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)

G3920000260101033



権利所有者	眞鍋 豊志(まなべ とよし)
問合せ先	豊由湖 株式会社 (とよしこ) TEL: 088-802-8111 FAX: 088-802-8112 E-mail: toyoshico1010@gmail.com

食品

生活



にした加工食品を只今研究中です。

販売店: てんこす(高知市)

<http://tencosu.com/>

TEL: 088-855-5411

自社販売Webは只今作成中です。

<http://toyoshico.com/>

「特上かつおの塩辛」「かつおの塩辛(桜味)」各45g/650円、75g/900円、110g/1200円(税別価格)、業務用400gもあります。



公益社団法人
知財登録協会 (SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

職人の卓越した技術とデザインを組み合わせ、
「加工の息吹」を感じる生きたインテリア＝
「Live Design」製品を産み出す

■ 技術内容

ステンレス加工一筋に60年、丁寧な仕事で
使う人々のセンスが反映される身近なステン
レス製品、他と一線を画すステンレスの特性
を活かした美しい製品を提供します。
インテリアを通じて世間一般にある鉄工所
の「キツイ」「汚い」「危険」のイメージであ
る「3K」を乗り越え、モノづくりの原点である
+1Kの「綺麗」の存在を知ってもらう事が私
たちの最大の目的です。職人技から生み出
される産業製品や工芸品は知財商品です。

■ 用途

- ・ステンレス・軟鋼製各種機器製作・金属製
缶全般・特殊鋼材加工(染色機器・化学
機器・食品加工機器・各種ボイラー等)
- ・オリジナル・オーダーインテリア製品作成

ステンレスで
製作したギター



- ・ステンレス製花器 (意匠登録 No.2624
55・No.262456)
- ・モニュメント・オブジェ製品作成
- ・ステンレスエッチング加工製品作成

■ PR

インテリア製品や産業用製品等は、ホーム
ページ:<http://www.miharu.org/>をご覧
ください。お気軽にお問い合わせください。

SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)

G3920000099101051



権利所有者	株式会社 三春製作所
問合せ先	〒561-0828 大阪府豊中市三和町2丁目7-21 代表取締役社長 中島 史登 TEL:06-6334-2081 E-mail:info@miharu.org

加工

工芸



ステンレスで製作した馬



ステンレスで製作したヘルメット(アメリカンフットボール用)



公益社団法人
知財登録協会 (SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

世代・性別・国境を越えたより良い人生を送るための
衣・食・住・健康に関する情報発信の場を提供する
京大出身ベンチャー企業のブランドシンボル(文化発明)

■ 技術内容

世代・性別・国境を越えて面白い(Interesting)アイデア(Idea)を持った人達の集まる場所。直観(Intuition)が刺激され、インスピレーション(Inspiration)をうける場所。インスパイア(Inspire)され人の輪が広がり、イノベーション(Innovation)や発明(Invention)が生まれる。そのアイデアやイノベーションや発明は、決して派手なものでもなくとも、周囲の人をそっと照らす優しい光であってほしい。ちょっとひとひねりすることでピカッと光るアイデアは、きっとみんなが持っているはず。みなさんのアイデアがピカッと光るための交流の場を提供します。

■ 用途

屋号や商品サービス等のブランドシンボルとして利用。

■ 効果

文化発明(シンボルマーク、文芸、技芸、学術、演芸等)の出願によらない知財化(知財登録)並びに活用の先導的啓発事例。

■ PR

これ以外にも健康&文化交流に関するサービスを保有していますので、お気軽にお問い合わせください。

SIR 知財登録証番号(知財(IP)コード)



S3920000277101017



S3920000277101026

権利所有者	井上 理抄
問合せ先	井上 理抄 TEL: 090-4271-3151 E-mail: fukuroku1010@gmail.com

その他



面白目利き



公益社団法人
知財登録協会 (SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

高集積紫外線LEDを用いた、 臭気物質の分解除去による 強力脱臭空気清浄機

■ 技術内容

現在市販されている空気清浄機は活性炭とHEPAフィルターを用いているため、匂いの脱臭が途中で飽和されてしまう。そのため、他社では高電圧でイオンを起こして臭気物質を分解しているが、その効果は薄い。

Nano Waveでは8400mWのハイパワー紫外線(波長405nm)高集積LEDを用い、光触媒フィルターを2段にしたうえで活性炭と組み合わせることで、今までにない強力な脱臭性能を持った空気清浄機の開発に成功した。またVOC(揮発性有機化合物)センサーを搭載することで、部屋の空気がきれいになっていることを確認することが可能である。

■ 用途

トイレ、老人ホーム、ホテル、ペットショップなどにおける生活臭の脱臭。

■ 効果

適用床面積は40畳。老人ホームの最も臭いのきつい部屋で使用したところ2時間で臭いが消えた。また、DC48Vで駆動するのでACアダプタを使用することで海外でも別の電源なしで販売が可能。

■ PR

高集積紫外線LED等に関する多くの技術を保有していますのでお問い合わせください。

SIR 知財登録証番号(知財IP)コード



S3920000230101108

S3920000230101117

権利所有者	株式会社Nano Wave 代表取締役社長 今井 勇次
問合せ先	株式会社Nano Wave TEL: 042-426-9022 E-mail: imei1951@nanow.co.jp

環境

生活



40畳用空気清浄機写真

発明とは(新規な創作物や方法) ～工業発明と文化発明がある～

 : 産業財産権(出願知財)
 : 登録知財(非出願知財)

発明

工業発明  産業発明(産業財産権で保護)

特許発明

実用新案発明

ノウハウ・方法発明

意匠発明(デザイン)

商標発明(シンボルマーク)

文化発明  著作発明(著作権等で保護)

文芸発明(小説、和歌、漫画、演劇、ビデオ、映画等)

音楽発明(歌謡、歌い方、指揮法等)

美術発明(写真、彫刻等)

学術発明(論文等)

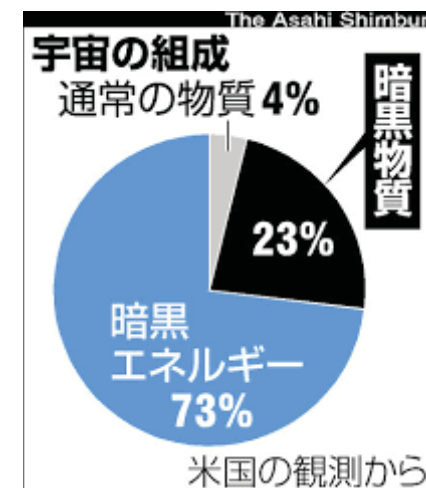
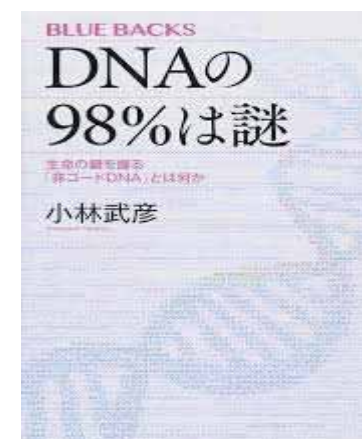
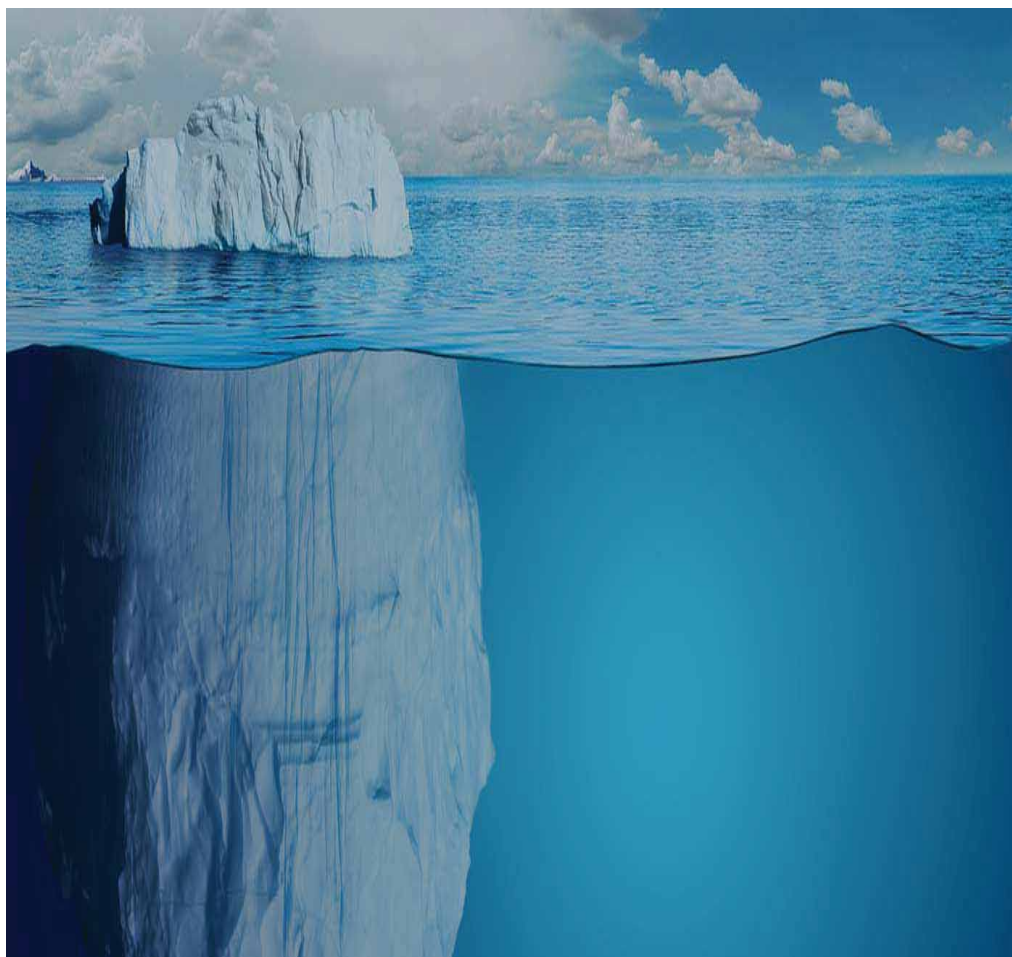
技芸発明(ゲーム、武芸、花踊りの流儀等)

協会はこれら文化発明の登録保護活用も推進しています

全体を観る目をもって適正な判断を下す

～見えざる資産である非出願知財の保護活用～

～知財経営戦略の180度転換、知財制度改革～



(まとめ) 知財イノベーション

1. 特許だけでは事業を守れず、むしろ事業縮小等のリスク弊害がある。
2. 膨大な見えざる資産(非出願知財)マネジメントが知財経営の要諦、2%の出願知財と98%の非出願知財のバランス(DNAルールと同じ)。
3. 非出願知財(SIR登録知財)のライセンス活用や知財(IP)コードによるブランド形成が儲かる知財。

知財マネジメント及び知財制度を変える国民運動の推進！

協会(SIR)は皆様の知財イノベーションを支援できます。

知財をいたずらにして、無常の風
(隷従への道)に任せることなかれ！

追加メッセージ

○参考書の紹介

- ・知識経済社会を生き抜くための知財に関する体系的且つ実践的な基本教養書&教科書です。

好評発売中！ (社)日本図書館協会 選定図書
日本知的財産協会(JIPA) 推薦図書

『知財インテリジェンス』

大阪大学出版会、320ページ、税抜き 2,000円

電子書籍は、 <http://www.shinanobook.com/> 税込 1,000円

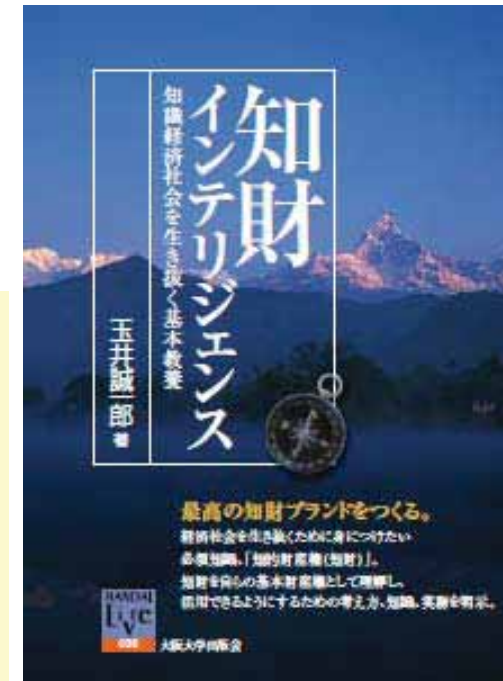
姉妹書、『知財戦略経営概論』（日刊工業新聞社刊）税抜き 3,000円

○協会HPのお知らせ欄に、最近の新聞・放送機関で報道された有用情報があります。

<https://www.ipbrand.org/>

○知財相談や入会などに関するお問い合わせは下記メールで受け付けています。

staff@ipbrand.org



知財登録事例紹介：株式会社オクト



公益社団法人

知財登録協会 (SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

**独自技術により吸収が良く沸騰させても
水素イオンが無くならない
健康と若さ維持のための水素イオン水および水素イオン炭酸水**

SIR 知財登録認証番号(知財(IP)コード)



T3920000232101034 S3920000232101043

権利所有者	株式会社オクト
問合せ先	株式会社オクト TEL:078-306-0408 E-mail:octinc@myad.jp

食品

生活

環境

■ 技術内容

水素は、生体内の活性酸素やフリーラジカルを還元させ、水にして排出するので健康維持に良いとされているが、従来のものは水素が抜けやすく体内の吸収性にも課題があった。本商品は、天然水である“神戸布引の水”に独自技術で水素イオンを添加させたもので、常温のみならず沸騰させても水素イオンが抜けず抗酸化作用が長期間維持されること、水素イオン濃度が高く質量が多いため水構造が小さく繋がりが強く体内への吸収性が高いことを特徴にした画期的な商品である。さらに、ダイエットや整腸作用に効果があるとされる炭酸を高濃度に加えた水素イオン炭酸水も商品している。

■ 用途

日常の健康・美容維持、抗がん剤等の副作用軽減。

■ 効果

飲み薬と共に飲用すると吸収効果が高まり投薬効果が促進する。国立大学医学部との共同予備実験結果では、利尿効果が確認されているほか、がん専門医療機関や多くのがん患者より抗がん剤副作用の軽減が図れるとの意見報告が寄せられている。また、月刊誌「Newton」の2012年12月号記事で、水素イオンは肝機能の働きを助け体温を保つことが紹介されている。

■ PR

健康・美容以外にも、環境工業用途として放射能除染や半導体等の洗浄に関する多くの技術を保有していますのでお問い合わせください。



事例紹介：（一社）トランザクショナル アナリシス協会

資料番号 20010016

登録知財(非出願知財)情報紹介



公益社団法人
知財登録協会 (SIR)



SIR 知財登録認証番号
(知財 (IP)コード)
G3920000274102000

権利所有者	(一社)トランザクショナル アナリシス協会 代表理事 仲村 恵美子
問合せ先	(一社)トランザクショナル アナリシス協会 TEL: 06-6777-8711 携帯: 080-6152-8739 HP: http://tora-ana.or.jp

TA心理学に基づきカードゲームのように 自己分析やコーチング等ができる自己分析、 自己変革ナビゲーター「メンタルディスカバリーカード」

■ 技術内容

精神分析医エリックバーン博士が開発した全世界で70年以上活用されている交流分析(TA)心理学に基づいたカード。自己の思考、感情、行動を知り学問としてだけでなくコミュニケーションや自己革新や人間力を高めることができる。種類は5種類で性格、愛情等心の栄養、親からのすり込み、問題解決法、人生の立ち位置を知ることができ自分の心の癖がわかる。

■ 用途

コミュニケーションアップ、人事採用、子育て、部下育成、営業能力アップ、サロンの活性化、自己成長、カウンセリング、コーチング用の最強ツール。

■ 効果

社員の意識が変化し社風が明るい楽しい職場になり離職率がほぼ0に! 中間管理職営業が100日実践し自分が変わることで担当していた店舗成績が一気に向上! 夫婦、親子、友人との関係が良くなりストレスがなくなった! 不登校や引きこもり児童が学校に行けるように変化! 顧客が増え顧客満足度もUP!

■ PR

お気軽にメールや電話でご相談ください。

その他



Transactional Analysis

一般社団法人 トランザクショナルアナリシス協会

(参考)

出願によらない知財保護(民事+刑事罰)

	概 要	備 考
著作権法	著作物とは、 思想又は感情を創作的に表現したもの で、文芸、学術、美術又は音楽の範疇に属するもの、実演、レコード、放送等。	左の著作物は例示であってこれに限定されない。
不正競争防止法 (不競法)	故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	・著名もしくは周知された商品等の表示情報(類似含む) ・営業秘密情報
不法行為法 (民法709条等)	故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	不法行為の成立は 損害の発生が要件 、原告に立証責任。

(参考)

不正競争防止法を理解する

所管官庁: 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

(参考URL; <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2012hontai.pdf>)

商取引において、自分の商売と類似の商法や、紛らわしい商法を用いて、顧客を横取りしようという不正商法を禁止する法律

不正競争防止法(民法上の不法行為(民法709条)の強化版)

- ・特許庁に登録することなく、日々の市場での取引の中で発生する個別具体的な不正競争行為を、その都度排除していく仕組み
- ・特許などの産業財産権者に対しても権利侵害主張できる
- ・期間の制約限定なし
- ・刑事罰並びに差し止め、損害賠償を認める

商品と一体化
した権利行使
(行為法)

VS

産業財産権法(特許・新案・意匠・商標法)

- ・登録により、一定期間、排他的効力により独占できる
- ・差し止め、損害賠償を認める

商品の有無に関係
ない権利行使
(権利法)